

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する一考察 —主として生活場面面接に焦点をあてて—

大月 和彦* 宮崎 正宇**

A Study on Residential Social Work in Children's Residential Care Homes: Principally Focusing on Interviews in Everyday Settings

Kazuhiko OTSUKI, Seiu MIYAZAKI

要旨 本稿は、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する研究動向を概観し、レジデンシャル・ソーシャルワークの体系化に寄与することを目的とする。まず、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状把握と課題の整理を行った。次に、児童養護施設の機能と役割を整理した上で、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークについて、ケアワークとの関係にも触れながら、生活場面面接に焦点をあてて考察を行った。生活場面面接は、必ずしも共通理解が得られていない現状であるとしても、実践現場からレジデンシャル・ソーシャルワークとの関連で生活場面面接の理論化と普遍化を図っていく必要がある。

キーワード：児童養護施設 レジデンシャル・ソーシャルワーク ケアワーク
生活場面面接 自立支援計画

I 緒言

近年、6人に1人といわれる貧困家庭の子どもの問題や、虐待された子どもの問題、発達に課題を抱えた子どもや、子育てに適切にかかわれない「心配」な親の増加の問題等が大きくクローズアップされている。

こうした中であって、児童・家庭福祉分野の最前線で、日々生起する問題に対峙している現場職員には、従来にも増してさまざまな専門的な能力が求められてきている。これまでは主として子どものみを対象とした仕事内容であったため、その業務も主としてケアワークの能力が求められてきた（もちろんこうした能力は今後も重要であるこ

とは変わらない）。しかし、上述のような現在の児童・家庭福祉の状況下では、より個別的かつ普遍的なソーシャルワークが必要となっており、今後、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーク専門職の活躍がより一層期待されることになる¹⁾。

本論文では「ソーシャルワーク」の内実（＝定義）を、櫻井²⁾がソーシャルワークの成立（機能）として示した、「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」の必要条件に依拠する。換言すれば、児童・家庭福祉分野のソーシャルワークとは「自立支援計画」と「ネットワークづくり」という2つの要素に深く関わり、それらを統合（総合）しながら問題の解決を図ることであるとする。

* おおつき かずひこ 文教大学教育学部心理教育課程

** みやざき せいう 高知県福祉事業財団児童養護施設「子供の家」

そこで本論文では、上記の定義を前提として、児童・家庭福祉分野の中でも児童養護施設の実践現場に着目し、レジデンシャル・ソーシャルワーク実践への糸口を見つけていくこととする。児童養護施設に着目したのは、歴史的に見ても児童家庭福祉分野（社会的養護領域）における中心的な実践現場であり、レジデンシャル・ソーシャルワークが今まさに強く求められているからである。

例えば現在、都道府県においては、「家庭的養護推進計画」が策定されている。これは、平成23年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた目標の実現に向け、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進を具体的かつ計画的に推進するための15年間の計画（平成27～41年度）である。

また、「社会的養護の課題と将来像」において、「施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが重要である」³⁾と述べられている。そして、「児童養護施設運営指針」では、「施設は社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる」、「ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である」、「社会的養護は、従来の『家庭代替』の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている」⁴⁾と述べられている。

さらに、日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会においても、ソーシャルワークのあり方に関する調査研究の中で、児童養護施設の

「児童指導員は施設内のケアワークとしての業務が中心である」が、「ケースマネジメント（連絡、調整、企画、運営）、ケースコーディネート（評価、反省）といったソーシャルワーカーとしての機能、役割が今後、求められるのは疑う余地がない」⁵⁾と指摘している。

以上、児童養護施設の子どもとその家族が抱える問題が多様かつ複雑化している中⁶⁾、家庭的養護推進のためにも、レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割がより一層求められており、その体系化は実践現場にとっても意義のあることだといえる。

本論文では、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する研究動向を概観し、レジデンシャル・ソーシャルワークの体系化に寄与することを目的としている。まず、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状把握と課題の整理を行う。次に、児童養護施設の機能と役割を整理した上で、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークについて、ケアワークとの関係にも触れながら、生活場面面接に焦点をあてて考察する。

II 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場から強く求められているものの必ずしも体系化されているとはいえない現状がある。

米本は「生活施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、生活相談員の職務の現実を反映させればよいというものではなく、歴史的に『施設』が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、そのためにはレジデンシャルワークにおけるアドミニストレーションへの視野も設定し、かつケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるものでなくてはならない」とし、「その意味では、レジデンシャル・ソーシャルワークの理

論的・実践的枠組みは現存しているのではなく、構築しなければならない⁷⁾と述べている。また深谷は、「レジデンシャルワークまたはレジデンシャル・ソーシャルワークの研究は英米の社会福祉研究の中では極めて傍流であり、わが国での文献紹介すら殆どなされていない」とし、「我が国におけるレジデンシャルワークまたは施設実践の研究を概観するとき現場の実践経験に基づく積み重ねはあるものの、実証的研究に基づく理論化が進んでいるとは必ずしも言えない現状にある⁸⁾と述べている。更に北川は生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践について、「わが国の場合、施設実践とソーシャルワークの関係について、これを研究論文にまとめて言及したり著書(翻訳書)として刊行されることが他の研究領域と比較して極めて少ないことは、当該領域の特徴の一つとされてきた⁹⁾と述べている。更に付け加えるならば、山本も児童養護施設における実践

研究において、「ソーシャルワークの視点の必要性は考えられるものの、先行研究を概観する限りでは、施設におけるソーシャルワークは成熟しているとは言えず、文献数も多くはない¹⁰⁾と述べている。

このようにレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場に強く必要とされているものの、それに関する文献数は少ない現状がある。

次に、レジデンシャル・ソーシャルワークを担う中心的な資格である社会福祉士の児童養護施設を含む児童福祉施設における配置状況を見る。厚生労働省で毎年実施している「社会福祉士等調査」をもとにまとめると下記の表1の通りである。尚、公表されている2015年10月1日現在のデータでみている他に生活・児童指導員、児童自立支援専門員等を指導員職としてまとめて捉えている。

表1 主な児童福祉施設の常勤の社会福祉士数

	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	障害児入所施設(福祉型)	障害児入所施設(医療型)	児童心理治療施設	児童自立支援施設
施設数	134	235	609	267	200	40	58
指導員職	267	140	5901	1951	1106	355	967
(うち社会福祉士)	45	26	770	281	128	55	156
割合	17%	19%	13%	14%	12%	15%	16%

出典) 櫻井慶一・宮崎正宇編著『福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク』北大路書房2017刊12頁を一部修正

表1を見て分かるように、指導員職による社会福祉士の割合は全て10%台であり、現状では極めて少ないと言わざるをえない。1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて、30年が経とうとするが、児童福祉施設においてソーシャルワークを推進する専門職能者が乏しい証左でもある。この状況を変えなければ、児童養護施設の子どもとその家族が抱える多様かつ複雑な問題に適切に対応できず、従来どおりのケアワーク中心の日常生活支援を行いつづけることになる。以上、鑑みると実践現場においては、レジデンシャル・ソ

シャルワークを抜きに児童・家庭福祉の諸問題を取り扱うことはもはや困難な状況なのである。

Ⅲ 児童養護施設における機能と役割

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークを児童養護施設における機能と役割に位置づけながら述べておきたい。宮崎¹¹⁾は、先行研究のレビューを通して、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上ということを示しているが、その中で、図1のように、児

児童養護施設の機能と役割を整理し、レジデンシャル・ソーシャルワークを「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」の3つに分類している。ケアワークは「養育・保護機能」が中心であり、アドミニストレーションは「運営管理機能」を担っている。なお、この三者は実践現場において綿密に関連し合っている。

図1 児童養護施設における機能と役割の三層構造

自立支援機能	家族支援機能	地域支援機能	レジデンシャル・ソーシャルワーク
養育・保護機能			ケアワーク
運営管理機能			アドミニストレーション

まず、児童養護施設における支援は養育・保護機能中心のケアワークが土台（基本）である。生活は日常生活場面の連続である以上極めて当然のことではあるが、衣食住を中心としたケアワーク（日常生活支援）は家庭的養護の中心で要でもある。児童養護施設による養護は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の第44条において、「児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育すること」¹²⁾と述べられている。つまり、安定した生活環境の整備や生活指導を中心とするケアワークを行いつつ、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整をレジデンシャル・ソーシャルワークにおける「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」と連結させながら有機的に展開していくことと解釈できる。

自立支援機能は、児童養護施設による支援の要である自立支援計画に顕著に見られるようにソーシャルワークに欠かせない要素になっている。自立支援計画は周知のとおり1998年3月5日付の厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知（「児童養護施設等における入所者の自立支援計画につい

て」）で策定義務となった、子どもの自立を支援するために、児童養護施設等が児童相談所の処遇指針を受けて、子どもとその家族の意向と市町村や学校等関係機関の意見を踏まえて作成する個別の支援計画である。なお、2004年の児童福祉法第41条改正で「退所後の相談・援助」が明記されたが、筆者等は自立支援機能はインケアだけでなく、リービングケアやアフターケアまで一貫して必要と考えている。

また、家族支援機能（ファミリー・ソーシャルワーク等）では、2004年から児童養護施設に家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）が配置されているが、その役割は、早期家庭復帰のための相談援助、アフターケア、里親委託の推進、養子縁組の推進、地域の子育て家庭に対する相談援助、要保護児童地域対策協議会への参画など幅広く、まさにソーシャルワークの要素である関係機関とのネットワークづくりを行いつつながら推進すべき問題であるといえる。なお、家族支援に関しては、必ずしも家族再統合を目標にする必要はなく、電話連絡や面会交流等を含むそれぞれの家族の状況にあった幅のある多様な支援と捉える必要があり、これは竹中が提唱する理念・実践概念である共同子育て論にも依拠していると考えられる。竹中の提唱する共同子育て論とは、「施設側からみると、『施設が家族の養育機能の不足するところを充足し、家族ともに子育てを進める』という考え方」¹³⁾である。

地域支援機能（地域の子育て家庭支援、里親・ファミリーホーム支援等）も児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに求められる重要な課題である。例えば、2012年から児童養護施設に里親支援専門相談員（里親ソーシャルワーカー）が配置されてきているが、里親家庭を含む地域の子育て家庭支援に関しては、児童養護施設は児童福祉施設であると同時に、地域福祉施設でもあるという認識がより一層求められる。

そして、レジデンシャル・ソーシャルワークを実践するにあたり、その前提としてのアドミニス

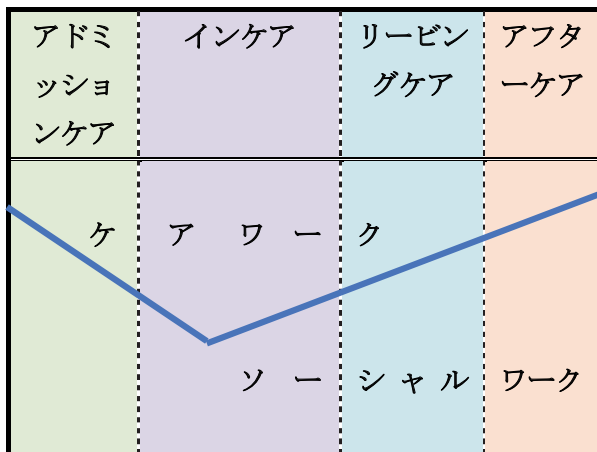
トレーションも重要である。理念・方針，人事管理，財務管理等の運営管理機能が十全に発揮してこそソーシャルワークは生きてくる。施設職員は良くも悪くも組織の一員であることに制限される側面があるので，人権と社会正義の実現のために自主性をもって主体的に判断し遂行することが専門職に求められるものの，実際には組織の構造や機能，制約等の運営管理のバランスで総合的に判断せざるを得ない。

以上，児童養護施設における機能と役割は多様であることが理解されたが，以下ではレジデンシャル・ソーシャルワークに焦点をあてて検討する。

IV 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは，図1の支援過程のように，入所前後のアドミッションケアからインケア，リービングケア，アフターケアに至るまで連続性をもって展開される。

図1 児童養護施設における支援過程



レジデンシャル・ソーシャルワークの展開が見えやすい支援過程は，その中でもアドミッションケアやリービングケア，アフターケアの実践であろう。その理由として，レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割が支援の展開場面にお

いて把握しやすく，その独自性・固有性が導き出しやすいからである。

アドミッションケアは入所する前後に必要な支援であり，例えば，入所前に子どもとの面会交流や入所説明，施設見学等を行いながら，子どもの不安の軽減を少しずつ図っていく。入所後も家族や関係機関との連携・調整や担当保育士・児童指導員に子どもとその家族の情報を伝達する等園内での情報共有を図る。また，リービングケアであるが，山縣¹⁴⁾が述べるリービングケアに求められる援助の3つの視点，①施設生活と社会生活との間の変化の調整，②ケアマネジメント，③コミュニティケアはいずれもソーシャルワークと深く関係している。そして，アフターケアにおいても，関係機関との連携・調整，社会資源の開発・活用等のソーシャルワークは欠かせない現状にあるといえる。しかしながら，アドミッションケアやリービングケア，アフターケアはとりわけインケアと比較すると，具体的な実践内容，方法，期間，実施者等が明確に整理されている状況ではないため，レジデンシャル・ソーシャルワークの視点から取り組みの体系化を図る必要がある。その際，北川が指摘する施設養護全般をソーシャルワークの文脈から体系化する作業において以下の5項目への意識的配慮の必要性も念頭に置く必要がある¹⁵⁾。

- ①ゴッフマンが指摘した管理的発想に立つ全制的施設が持つ特性の拡散を防ぐこと。
- ②当事者の多くは自由意志で入所しているわけでもなく，永久に留まりたいと願っているわけでもない点への配慮が徹底されていること。
- ③社会的文脈と大きく乖離した異質な暮らしに陥らない配慮が行き届いていること。
- ④組織運営に責任を負う担う者が，ソーシャルワークの／児童養護施設の／所属する組織のミッションを体現できるよう機能していること。

⑤上記の各項目に関する理解が組織構成員全体に共有されていること。

(1) 児童養護施設におけるケアワークとソーシャルワークとの関係

児童養護施設は歴史的にも長らく収容保護が強調されてきた。戦災孤児に顕著に見られるように親がいない子どもに対する養育・保護機能を中心とするケアワークの側面が強かった。つまり、ケアワークが前面に出ていることで、ソーシャルワークが展開されにくい状況が長く続いている現状であるが、ソーシャルワークとケアワークは実践現場にとっては密接で、支援において必要不可欠のものであるため、両者の関係について改めて検討する。

ケアワークとソーシャルワークの関係については、図2のようにケアワークがソーシャルワークの一部という見解が多いが¹⁶⁾、生活場面面接を両者の結節点に位置づけ、ケアワークとソーシャルワークは連続性があるものとする、児童養護施設における二者の関係は図3のように捉えることもできる。稲垣も、「ソーシャルワーク実践には生活場面面接の方法が活用される」¹⁷⁾とし、生活場面面接の重要性を指摘している。稲垣の指摘は本研究と密接な重要性があるので、労を厭わず以下全文を引用する。

「[インケア]の場면을生活場面面接としてとらえると、ソーシャルワーカーは[インケア]を担うのではなく、[インケア]を通してソーシャルワークを展開していく、あるいは、[インケア]の場面を活用してソーシャルワークを展開していくことが必要なものと考えられる。換言するならば、[インケア]が展開される場면을端緒として、ソーシャルワークを展開することが必要であり、場面としては、ソーシャルワークのニーズとケアワークのニーズが重複して表出された状態ではあるが、加えられるアセスメントの枠組み、計画される支援、介入方法、機能すべき専門性は可分と考えられる」。

図3で、筆者等がケアワークとソーシャルワークを区別して描いているのは、ケアワークは養育・保護に関する日常生活支援が、ソーシャルワークは自立支援、家族支援、地域支援を中心に展開されていることの独自性・固有性を強調するためであると考ええる。

図2 ケアワークとソーシャルワークの関係

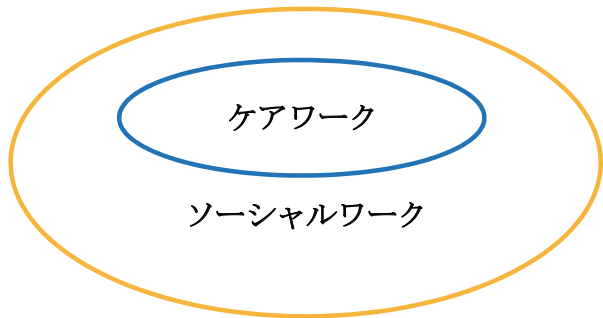
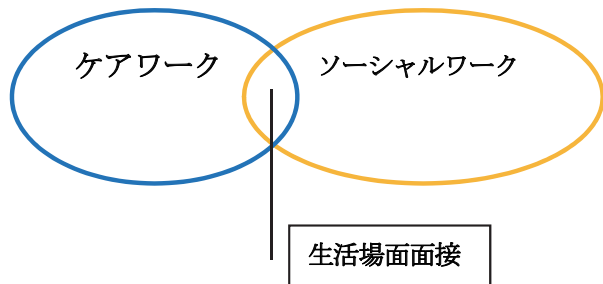


図3 児童養護施設におけるケアワークとソーシャルワークの関係



(2) レジデンシャル・ソーシャルワークにおける生活場面面接

ここで生活場面面接¹⁸⁾について整理しておきたい。レジデンシャル・ソーシャルワークの独自性・固有性を検討する上でも、生活場面面接を検討することは意義があると考えられるからである。

小松¹⁹⁾は生活場面面接を以下のように整理している。

「生活場面面接 (life space interview) とは、1950年代に精神分析家フリッツ・レドルによって開発され、主に児童の分野を中心として実践された心理療法的技法であり、その後社会福祉の分野でもその適用が試みられるようになった手法である。」

例えば、生活場面面接を、いわゆる心理療法室や相談室などの構造化された面接のみでなく、日常生活場面（居室、リビング、廊下、園庭等）を意図的かつ積極的に活用することで、子ども一人ひとりのニーズ把握やその解決や緩和、軽減を図るといったソーシャルワークの方法として用いるのである。丹野も「構造化された面接以外の『何気ない会話』の中で、言葉の端々に隠されたさまざまな思いを見落とさずに援助に結び付けることは、ソーシャルワークでは重要である」²⁰⁾と述べている。もちろん、子ども間の暴力的な事柄の対応を含む生活指導、進学と就職を含む進路指導等は心理療法室や相談室などの構造化された空間が好ましい場合もあり、子どもの状況や子どもの抱える問題によって生活場面面接と構造化された面接を使い分け、多角的に支援することが重要である。

また、大原は生活場面面接を活用する意義を「子どもの行動上の問題を人生史の中でとらえ、意味を見出すという視点に立つことである」²¹⁾とし、具体的に①時間軸を重視する、②子どもの強みを強化する、③子どもの行動上の問題を活用する、④個人と環境の相互作用を重視するという4点をあげている。この4点はソーシャルワークとも深く関係している視点であるといえる。とりわけ②は、ストレングスの視点やエンパワーメント志向のソーシャルワーク実践、④は個人と環境の相互作用に着目し、その接点に介入し問題解決を図るといったソーシャルワーク実践そのものである。

次に、久保²²⁾は構造化された面接との関連で、生活場面面接の特徴を以下のように整理している。

①場所（空間）：生活場面面接は、伝統的な「面接室」という特別の場としての空間から抜け出している。「面接室」という特別の空間ではなく、利用者の「ふだんの状況の中で面接」が強調されている。

②時間・期間：生活場面面接は、「毎週1回、50分程度の面接」というようなあらかじめ約束された時間や期間の設定をしていない。その場（on-the-spot）、瞬間の（split-second）などの用語がもちいられるように、概して面接の時間は短いし、その時間や期間を決めていない。

③非構造化という特徴：生活場面面接は、空間、時間、両者の契約といった「構造」が、ゆるやかで、ルーズなところがむしろ特徴といえよう。生活場面面接では、両者が規定した面接のルール、つまり治療契約はないか、あってもあいまいである。

このように生活場面面接の重要性や必要性は認められるものの、小嶋²³⁾は「専門用語としては未定着、未確立である」とし、「生活場面面接それ自体の研究は十分ではなく、我が国では必ずしも生活場面面接についての共通理解が得られているとはいいがたい」としているが、必ずしも共通理解が得られていない現状であるとしても、実践現場からレジデンシャル・ソーシャルワークとの関連で生活場面面接の理論化と普遍化を図っていく必要があろう。

尚、筆者の一人である大月²⁴⁾は、社会福祉援助場面において「主体変様の」概念の応用を提唱している。この「主体変様の」概念は生活場面面接を実践する際の基礎理論として考えられる。

V 結びにかえて

以上、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークについて、生活場面面接に焦点化して検討した。その結果、児童養護施設において生活場面面接を行うにあたっては、自立支援計画が軸となることが浮き彫りにされた。1997年の児童福祉法改正が児童養護施設にとっては大きな転機点となり、「自立支援」の文言が新たに追加され、児童養護施設等に自立支援計画の策定が義務付けられたことはレジデンシャル・ソーシャル

ワークを展開する上で画期的なことであった。自立支援計画はケアマネジメントの考え方にも基づいており、実践現場では計画の策定・実行・モニタリング・評価を一連の流れとしながらソーシャルワークが全面的に展開されていく。自立支援計画の策定・実行・モニタリング・評価の過程の中に、レジデンシャル・ソーシャルワークの方法である生活場面面接を位置づけることで、子どもの自立支援を目的とする意図的な関りを増やし、より効果的な支援につなげていくのである。ソーシャルワーカーは、子どもの生活の維持のための業務を単にこなすのではなく、子どもの成長と変化を促すといったソーシャルワーク実践を意識して行うことが求められているのである。

現在、2016年6月の児童福祉法改正や、2015年から推進期間15年間の社会的養護推進計画等に見られるように、児童養護施設の事業は大きな転換期を迎えている。この転換期に、社会福祉士をはじめとする社会福祉専門職の力量がますます問われてきており、専門職としての社会的な使命を果たす必要があるのである。

今後の課題として、今回明らかにされた知見をもとに児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの実像に迫っていく必要がある。その際、レジデンシャル・ソーシャルワーク実践が把握しやすい展開場面（アドミッションケアやリビングケア、アフターケア）に着目する必要があるだろう。

註

- 1) しかしながら、児童・家庭福祉分野で活躍する社会福祉士の有資格者の割合は、残念ながらそれほど高いものではない。日本社会福祉士会の勤務先別会員数（2015年3月31日現在）によると、児童福祉関係施設及び教育機関における社会福祉士の有資格者は全会員37,010人中、児童福祉関係施設1,164人（3.1%）、教育機関1,651人（4.5%）であった。
- 2) 櫻井慶一『『保育ソーシャルワークの』の成立とその展望—『気になる子』等への支援に関連して—』『文教大学生生活科学研究第38集』所収 2016 pp.33
- 3) 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html> 2016.9.2 2011
- 4) 厚生労働省「児童養護施設運営指針」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-51.pdf> 2016.9.2 2012
- 5) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究第7号』所収 1998 pp.82
- 6) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-oudouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf> 2013 を参照。厚生労働省が公表した調査結果によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は虐待を受けている。また、障害等のある子どもも増加しており、児童養護施設においては、約3割の子どもに障害がある。
- 7) 米本秀仁「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究第38巻2号』所収 2012 pp.86
- 8) 深谷美枝『『施設実践のリアリティ』を描く—質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性』『立正大学社会福祉研究所年報創刊号』所収 1999 pp.117
- 9) 北川清一「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践の基本構造」『ソーシャルワーク研究第20巻1号』所収 1994 pp.11
- 10) 山本佳代子「児童養護施設における実践研究における一考察」『山口県立大学社会福祉学部紀第17巻』所収 2011 pp.44
- 11) 宮崎正宇「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レ

- ビュー」『高知県立大学紀要（社会福祉学部編）第66巻』所収 2017
- 12) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-04.pdf>
- 13) 竹中哲夫「施設養護と家庭的養護の架け橋」山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と未来』明石書店 2007 pp.307
- 14) 山縣文治「自立支援とリービングケア」東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会編『Leaving Care——児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック』東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会 2009 pp.2
- 15) 北川清一「グループを媒介とするソーシャルワークの展開——児童養護施設における脱ケアワーク論序説」『ソーシャルワーク実践研究創刊号』所収 2015 pp.21-22
- 16) 例えば、相澤謙治「ケアワーク（社会福祉施設処遇）の概念的整理——身体障害者療護施設の処遇を手がかりとして」『ソーシャルワーク研究第10巻1号』所収 1984や佐藤豊道「ソーシャルワークとケアワーク」『ソーシャルワーク研究第15巻2号』所収 1989を参照。
 相澤は、「ケアワークはソーシャルワークの目的である自己実現に向かう第一歩」として捉えている。同様に佐藤は、ケアワークはソーシャルワークの中に統合すべきだと述べている。
- 17) 稲垣美加子『児童養護施設の事例分析法——グラウンデッド・セオリーによる「経験」と「勘」の世界の解明から』相川書房 2014 pp.83
- 18) 生活場面面接の歴史的背景に関しては、安藤健一「生活場面面接の歴史に関する研究」『清泉女学院短期大学研究紀要第30号』所収 2011を参照。
- 19) 小松啓「『生活場面面接』研究の構造と課題——『ソーシャルワーク研究』通巻95号における特集『生活場面面接』をめぐって」『ソーシャルワーク研究第26巻3号』所収 2000 pp.245
- 尚、フリッツ・レドル（Redl, Fritz 1902-1988）はオーストリアで生まれ、その後アメリカで活躍した精神分析家であり、研究者としてもミシガン大学及びシカゴ大学で教鞭を執っている。
- 20) 丹野真紀子「生活場面面接の意義について考える」『大妻女子大学人間関係学部紀要第3号』所収 2002 pp.75
- 21) 大原天青「生活場面面接の理論と実際——Life space crisis intervention (LSCI)」『非行問題第222号』所収 2016 pp.206
- 22) 久保紘章『ソーシャルワーク——利用者へのまなざし』相川書房 2004 pp.96-97
- 23) 小嶋章吾「生活場面面接の構造・範囲・意義」『ソーシャルワーク研究第24巻3号』所収 1998 pp.166
- 24) 大月和彦「社会福祉場面における『主体変様の』問題」『文教大学教育学部紀要第40集』所収 2006
- 近代に確立した科学類型における「法則定立的 (nomothetische Wissenschaft)」及び「個性記述的 (idiographische Wissenschaft)」では説明が困難である学問上の問題に対し、これを克服するものとして、心理学者の黒田正典によって提唱された科学類型が「主体変様の (Idiomodific)」概念である。「主体変様の」概念の特徴は、主体である観察者が自ら変様することにより、対象の本質的理解を達成することを目標とする立場である。従来の科学（方法論）では主体の変動による客体への影響を極力避ける立場をとるが、「主体変様の」方法論においては主体と客体との間に断絶した距離（或いは距離観）は存在しない。こうした特徴を持つ「主体変様の」概念、或は方法論は社会福祉を主とした対人援助における対象者の抱える客観的問題の解決のみならず、全人格的な意味での対象者への援助に有効な示唆を与えてくれるとする。

